令和4年第3回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

- 1 会議の日時及び場所
 - (1) 日 時 令和4年3月25日(金) 午前9時30分から
 - (2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室
- 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男
- 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等
 - (1) 出席委員13名

1番 島津 博道6番 谷内 誠一11番 山本 秀夫2番 笹川 稔7番 奥堂 敏春12番 森谷 正美3番 河内 よし(欠席)13番 田上 正男(欠席)9番 石倉 稔14番 安 津久人5番 池端 共栄10番 谷内 吉夫15番 田中 喜義

(2) 欠席委員

4番 北濱 陽子

8番 坂下 正幸

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島4番 髙 義見

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

- 5 傍聴者 0人
- 6 会議に付議した議件
 - (1)議案第 9 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - (2)議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3)議案第11号 農用地利用集積計画について
- 7 報告事項
 - (1)報告第 6 号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 9:30 閉会 10:06

事務局長

本日は2名の委員がご欠席であり、また農地利用最適化推進委員は 1名の出席です。それでは議長よろしくお願いいたします。

議長

それでは開会いたします。

ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第3回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

各委員

(「異議なし」との声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。

議事録署名委員を指名いたします。

議席番号9番 石倉 稔 委員及び 議席番号10番 谷内 吉夫 委員の両委員を指名いたします。

議長

議案の提案をいたします。

市長より提出のあった【議案第9号】の農地法第3条第1項の規定 による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いしま す。

事務局

議案書2ページをご覧ください。議案第9号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。

【議案第1号所有権移転、1番を議案書をもとに朗読】

合計1筆1,147㎡で内訳は田が1,147㎡です。

いずれも農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。以上です。

議長

それでは申請番号1番について地区担当委員 議席番号1番 島津 博道委員よりご意見願います。

島津委員

譲渡人の方は金沢に生活の本拠がある方で、おばあちゃんがこちらにおられたときは耕作をしていたようですが、現在は地区の人に耕作を任せていた状況であり、もうこちらに戻る予定は無いということで、今回の話になったと考えられます。譲り受ける方は多くの農地を有しておりまして、遠方にいる方からこちらの土地の売買についてよく相談を受けているようです。申請地は基盤整備をされた一団の農地の中にあり、2年前までは中山間地域直接支払制度の対象農地に含まれていたが、訳あって脱退したようです。今回の譲渡に関してはまあ問題ないのかなと思っております。

議長

それではこれより質疑を許します。

各委員

(意見・質疑なし)

議長

質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第9号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議 ございませんか。

各委員

(「異議なし」との声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって【議案第9号】は、原案どおり可決 決定いたします。次に市長より提出のあった【議案第10号】の農地 法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明 願います。

事務局

議案書5ページをご覧ください。議案第10号の農地法第5条の規 定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件 です。

【議案第10号所有権移転、1番を議案書をもとに朗読】

合計 2 筆 182 ㎡で内訳は畑が 182 ㎡です。目的は資材置場です。実はすでに資材置場として使われている箇所が一部ありまして、どうやら申請者の先代の方と所有者の口頭での話し合いで資材置場として使用し始め、転用許可申請などはしていなかったようです。思いがそこまでいたっていなかったようで、今回始末書の提出とともに転用許可申請を事後的ではありますが行うものです。周辺の農地とは道路や竹林などにより分断された位置にありますが、2 種農地と判断されます。周辺に影響を及ぼす農地も無く、許可相当と判断されます。

議長

それでは申請番号1番について、地区担当推進委員 輪島6番東 一朗委員が本日ご欠席なので、代わりに事務局よりご報告をお願いします。

事務局

23日に東委員及び申請者立ち合いのもと現地を確認してきました。詳細につきましては先ほどご説明のとおりです。現地を確認のうえで、東委員からは当日どうしても都合が悪いので出席できないが、問題ないと考えているとのお話をいただきましたので、代わりにご報告いたします。

議長

これより質疑を許します。

安 委員

申請地は、現在工事が進む輪島バイパスの道路用地に絡むものなのですか。

事務局

申請地は道路用地そのものではありませんが、一部道路の法面にかかるものです。それにより現在の資材置場や物置を移転させる必要がありますが、法面以外の残地を利用し、これまでの位置から少しずらして物置や資材置場を設置することを目的に今回の申請をしたものであります。

安 委員

わかりました。

議長

その他にございませんか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 10号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって【議案第10号】は、原案どおり可決決定いたします。

次に市長より提出のあった【議案第11号】の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

議案書8ページをご覧ください。

【議案第11号農用地利用集積計画 を議案書をもとに朗読】

合計 2 筆 2,833 ㎡で内訳は田が 2,833 ㎡です。個人間で新規に賃貸借権を設定するもので契約期間は 1 5 年です。以上です。

議長

これより質疑を許します。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第11号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって【議案第11号】は、原案どおり可決決定いたします。

次に【報告第6号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。

事務局

【報告第6号相続等による届出、1番・2番を議案書をもとに朗読】

合計 18 筆 1,355.22 ㎡で内訳は田が 357.61 ㎡、畑が 1,027,61 ㎡です。なお、申請番号 1 番はこれまでの相続とは異なり、時効取得を原因とするものです。長年自己のものと同様に当該農地を使用していた申請者が、時効を援用し認められましたので、すでに所有権の登記をしたということで、今回届出をしてきたものです。この時効取得の場合は、親族以外の他人から所有者が替わることとなりますが、譲渡のような許可申請では無く、相続と同様に届出を受けて委員会への報告事項となるものです。以上です。

議長

これより質疑を許します。

石倉委員

申請番号1番は時効取得ということですが、何年ですか?

事務局

時効取得の要件は20年ですので、それ以上の期間継続して占有していたものと考えられます。今回の場合は時効を援用し、法務局で登記されたうえで農業委員会に届出されたものであります。

石倉委員

わかりました。

議長

その他ございませんか。

各委員

(意見、質問なし)

議長

それでは、【報告第6号】を終わります。

以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。

これにて、第3回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。